

税の申告はお早めに

税理士会が行う所得税還付申告受付
区が行う住民税申告受付

会場は 江東区文化センター
2階に変更

所得税

復興特別所得税

税務署で申告書作成などのアドバースを希望される方は2月17日(月)から3月17日(月)までの間に、必要な書類等(収入金額や各種控除などの確認書類(収入金額や経費・医療費の領収書はあらかじめ集計してください。)、前年申告書等の控え、印鑑など)を持参してください。会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

2月23日(日)と3月2日(日)は税務署を開庁

2月23日・3月2日の日曜日に限り税務署を開庁し、確定申告書用紙の配布、申告相談、申告書の收受を行います。国税の領収および納税証明書の発行は

確定申告が必要な方

次に該当する方は、確定申告が必要です。

○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
○給与の収入金額が2,000

行いませのでご注意ください。

復興特別所得税

平成25年～49年までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税(基準所得税額×2・1%)を計算し、所得税と併せて申告・納付します。

なお、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、平成25年1月1日以降所得税を徴収する際に、復興特別所得税が併せて徴収されています。

平成23年分から申告が不要となった方

年金を受領している方で、次の①②両方に該当する方は所得税の申告が不要です。なお、所

あなたの申告は？ 要不要チェック表

○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
① 収入は給与と所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	不要です※1	不要です(医療費等の控除の追加をする場合が返付されます)
② 給与収入が2,000万円を超えている	必要です(所得税で確定申告された方は不要です)	必要です
③ 給与以外の所得が20万円を超えている		
④ 給与を2か所以上から受けている		
⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥ アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されてなく、基礎控除以外の控除はない)	必要です※2(医療費等の控除の追加を受ける場合は申告することができません)	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑦ アルバイト・パート収入が103万円以下		
⑧ 公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	不要です※2	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑨ 上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	不要です※2	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	不要です※3(申告が必要な場合があります)	不要です
⑪ 昨年の収入なし	不要です※3	不要です

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。
※2 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。
※3 非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

得税の還付を受ける場合は、申告書を提出できます。また、所得税の申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。
①公的年金等の収入金額400万円(2か所以上のところから支給されている場合はその合計額)以下の方
②公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の方

の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。確定申告書等の控えに税務署の受付印が必要な場合は、ボールペンで記載した控えと返信先を記入し所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
「亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方の提出先」
江東東税務署(亀戸2-17-8)
「江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先」
江東西税務署(猿江2-16-12)

確定申告等の障害者控除認定書 要介護度1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行

平成25年12/31(基準日)において、次の条件に該当される方に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日現在、要介護4・5の方は、区の住民税申告時に限り、認定書のかわりに介護保険被保険者証を窓口で提示または写しを添付することで障害者控除を受けることができます。詳しくはホームページをご覧ください。次の条件にすべて該当する方○区内在住で65歳以上○身体障害者手帳が交付されていない○介護認定が要介護1～5※要支援1・2の方は該当しません○区で定めた身体等の条件に該当する 身分証明書を持参し高齢者支援課高齢者相談係(区役所3階10番)窓口で ☎3647-4324、FAX3647-9247

は2月17日(月)～(月)。別表(5面)の特別区民税・都民税申告受付場所まで申告してください。本年度から会場が江東区文化センター(2階臨時窓口)に変わりますのでご注意ください。

東京税理士会が行う申告の相談・提出

給与・年金所得者の医療費控除(領収書はあらかじめ集計してください)や年末調整されていない方の所得税の還付申告を受け付けます。譲渡所得がある方や、雑損控除・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は税務署にご相談ください。会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

※源泉徴収票・印鑑・医療費の領収書・前年申告書の控えを持参してください
時 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜を除く)
場 江東区文化センター2階臨時窓口(東陽4-11-3)

住民税

申告会場が区役所隣の江東区文化センターに変更

区から住民税の申告書を2月12日(水)に発送します(受付

①収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など) ②社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書など ③生命保険料・地震保険料などの控除証明書 ④身体障害者手帳など ⑤医療費の領収書など ⑥印鑑

申告書はe-Taxによる送信や郵便等による送付、税務署

の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3

12日(水)に発送します(受付

は2月17日(月)～(月)。別表(5面)の特別区民税・都民税申告受付場所まで申告してください。本年度から会場が江東区文化センター(2階臨時窓口)に変わりますのでご注意ください。